

リカードの貨幣制度改革プラン ——地金支払と国立銀行の設立——(1)

竹 永 進

I はじめに

II 『地金の高価』第四版「付録」末尾での貨幣制度改革プランの最初の提起

1. 1810年代初頭の通貨流通（铸貨と紙幣）、ガルトンの「表」への評注
2. 銀行券減価をめぐるせめぎ合い
（「二重価格」と銀行券の法貨化——キングとスタナップ——）
3. 『高価』第四版「付録」末尾でのプランの最初の提起とその結果

[以下つづく]

III 兌換再開案の否決から『諸提案』執筆まで

1. スタナップ法成立後のリカードの行動。紙券減価の阻止とその段階的解消
2. イングランド銀行批判と代替機関設立の構想
3. グレンフェルからの依頼とリカードの草稿執筆
4. マルサスの異論とリカードの応答——貨幣の標準である金の価値変化——

IV 『諸提案』におけるリカードの貨幣制度改革プラン

1. パンフレットの構成と「通貨の法則の一般的原理」
2. 地金支払いプラン、『高価』第四版「付録」との関係、『原理』第二版への統合
3. イングランド銀行の利益独占、その廃止と貨幣発行権の国家への移転

V 戦争終結と兌換再開の接近（『原理』とリカードのプラン、議会証言）

1. 『原理』初版と第二版における「もっとも完全な状態」にある通貨
2. 兌換再開準備のための秘密委員会での証言と地金支払いプラン

VI 兌換再開の決定（ピール法案の採決）とその後の経過

1. 「偏見と誤謬に対する科学と真理の凱旋」
2. 通貨状態の変化と農業苦境、リカードの「責任」の追求
3. リカードの弁明と分析（『農業保護論』第五節と1822年6月の議会演説）

VII 草稿「プラン、その他」における国立銀行設立構想と地金支払いのその後

1. イングランド銀行の「特許状の更新」
2. 「国立銀行設立プラン」と「経済的で安定的な通貨」

VIII おわりに

引用参考文献

I はじめに

経済学説史の上では「古典派経済学の完成者」として、またそれを体現する主著『経済学および課税の原理』（Ricardo (1951a). 初版 1817 年、第二版 19 年、第三（最終）版 21 年。以下『原理』と略称。）の著者として知られるリカード (David Ricardo, 1772-1823) は、そのみじかい経済学者としてのキャリアを通貨をめぐる当時の一大論争への介入から開始し、そして突然の死の直前までイギリスの通貨問題について発言し論考し続けた。1819 年からの「晩年」の 4 年半のあいだは、下院議員としてとりわけ通貨問題について議会内で多くの証言や演説をおこなって、自国の通貨制度の改革に大きな影響力を行使した。こうして後代に残されたリカードの貨幣問題についての論考（著作、新聞記事、書簡、草稿、証言・演説の記録）の多くは、彼が生きた時代に自国で起きていた通貨問題をめぐる論争に対する、特定の立場からの介入（現状の分析、論争、そして、貨幣改革プランの提示）の記録として性格づけられる。しかし彼は同時に、その主張を理論的に根拠付けるために、より一般的・抽象的なレベルでも貨幣についての深い考察をおこなっている。

リカード没後 200 年が経過しようとしている現時点まで、彼の残した理論的・文献的遺産についてさまざまな研究がなされてきている⁽¹⁾が、その多くは彼の主著『原理』の最初の諸章に展開されている「価値と分配の理論」をめぐるものであった。これがリカードの経済学者としての仕事の核をなすものであることは疑いを容れないが、しかしその反面として、彼の経済学的思考のもう一方の柱をなす貨幣や金融にかかわる彼の著作物に対して注意が向けられることが相対的に少なかったことも否定できない。その主要な要因のひとつは、関連する彼の著作物の多くが時事的な論争文の形をとっており、『原理』（この中で彼が貨幣について主題的に論じているのは第 27 章「通貨と銀行について」のみ）に匹敵するような体系的著作が欠けていて、リカードの貨幣理論を研究しようとする、上記のような雑多な性格の著作物のなかであつかわれているさまざまな問題についての彼の見解を再構成し、これに評価を加えるという込み入った手続きが必要とされる、という事情に

(1) アングロサクソン諸国をのぞく世界の国々でリカードの経済学が彼の没後近年にいたるまでどのように受け入れられ研究されてきたかについては、Faccarello and Izumo (eds.) (2014) を、また、大戦間期の日本におけるリカード研究については、Takenaga (ed.) (2016) を、参照。

ある。

さまざまな側面をもつリカードの貨幣理論のうち、筆者はこれまでそのもっとも基本的な問題と思われる「貨幣の価値と数量」の関係について論考をこころみた⁽²⁾。一般的には、リカードの経済理論の基礎は『原理』第1章に展開されている投下労働価値論であるとされ、他方彼の貨幣理論は貨幣数量説と理解される。リカードの理論では貨幣も商品の一種（金ないし銀）であり、その価値は他の諸商品とまったく同様にして規定されると考えられるが、しかし、貨幣数量説では貨幣の価値は流通におけるその数量によって規定されるとされ、これまで多くの論者がこのふたつを矛盾関係にあるものと捉えてきた。筆者の上記の論考はこうした捉え方に異論を提起して、両者がかならずしも矛盾していないこと（あるいはむしろリカードの貨幣理論の基本性格を貨幣数量説と捉えることの問題性）を示そうとこころみるものである。本稿ではこれらの論考を前提として、リカードの貨幣理論におけるより具体的なレベルの問題、つまり当時のイギリスの貨幣制度のかかえる困難を克服するための彼の貨幣制度改革プラン（彼が自分の構想を表現するのに長いあいだにわたって使い続けていた plan という表現をそのまま採用）を取り上げ検討してみたい。局面は異なるとはいえ同じリカードの貨幣理論をあつかうわけであるから、上記拙稿で論じた事柄が関係してくることもあるが、重複は最小限度に抑えるようにしたい。したがって本稿について興味を持たれた読者には、上記拙稿も併せて参照くださるようお願いしたい。

さて、周知のようにリカードは、当時のロンドンで唯一の発券銀行であったイングランド銀行（以下 BoE と略称）が 1797 年以来その発行する通貨（ポンド紙幣）の兌換を停止していた「銀行制限期」と呼ばれる時代のただ中の 1809 年に、経済論客として登場し、当時人々の関心を集めていた地金の市場価格に代表される物価の上昇と外国為替の下落の原因を不換紙幣の過剰発行にもとめ、その弊害を指弾するとともに兌換の再開を要求する、のちに「地金学派」と呼ばれることになる立場から論陣を張り注目を浴びた。こうして彼の最初の独立した刊行物となった『地金の高価、銀行券減価の証拠』（Ricardo (1951b)、

(2) 竹永(2000)および Takenaga(2013)。後者は前者に含まれる主要論点をさらに敷衍して書きなおしたものであり、論理のはこびや論証方法に若干の相違があるが、本文中で述べるリカード貨幣論の基本問題についての解釈は前者と同一である。

以下『高価』と略称。)というパンフレットが翌 1810 年に現れた。彼はこのなかで、貨幣経済の原理的な考察からはじめて上記のような主張をさらにいっそう体系的に展開しようとした。この時期のリカードはまだ、のちに『原理』で述べられることになる彼の経済学の基礎理論とりわけ価値論を仕上げていなかったとはいえ、このパンフレットは彼の貨幣理論がもっともまとまった形で示された著作である。このパンフレットは大きな反響をよび翌 1811 年の 4 月までに第四版まで刊行された。そしてこの最後の版に付された「付録 (Appendix)」の末尾の数ページで、貨幣制度改革のためのプランの概要が初めて示された。この時にはほとんど注目されることもなく話題にもならなかったが、リカード本人はこのプランをきわめて重要視し、その後も機会あるたびに政治家への働きかけや著作物においていっそうの彫琢に努め、彼自身が議会入りした 8 年後の 1819 年にはその大綱を法案に盛り込ませそれを通過させることに成功した。しかしいざ彼のプランが曲がりなりにも実施に移されてみると、その構想の段階では予期しなかった困難な状況が出現し、リカードは死亡する直前の会期末 (1823 年 7 月) まで議会の内外で苦闘を重ねることになった。そして会期終了後のその年の夏に、出版をめざして新たな「プラン」の草稿を執筆した。しかしこの草稿はリカードの突然の死によって未完の遺稿として残され、翌年に弟のモウジズ (Moses) の手によってかたちをととのえるための若干の手入れを施された上で、『国立銀行設立プラン』という表題を付して刊行された。このように、リカードは彼の経済学者としての生涯のほとんど全時期にわたって、自国の貨幣制度改革のための施策を練り続け、さまざまな手段を通してその実現のために力を尽くし続けた。

本稿は、以上に外枠を示したりカードの貨幣改革プランの内容と性格についての検討を課題とする。1811 年から 23 年までのいくつかの節目となる段階にそって、その時々的情勢 (国際関係とりわけ戦争と交易、議会での法案審議と採決、および、国内の経済諸変数の動向) も考慮に入れながら、リカードのプランがどのように着想され仕上げられまた変容していったかを見て行くことにする。

リカードの貨幣改革プランは、J. ボナーが 1923 年にその著者の没後 100 年にあたって発表した記念碑的な論考 (Bonar(1923)) 以来、その表題にあるように「インゴット・プラン (Ingot Plan)」と呼びならわされている。リカードは 1811 年から「晩年」のある時期まで、BoE による兌換の再開を、兌換停止以前と同様に正貨 (specie) ないし現金 (cash) (い

ずれも鑄造されて鑄貨 (coin) の形になった貴金属を意味する) をもってではなく、地金 (bullion) ないしこれを人間の手で扱いやすい一定の形と大きさに造型し、その重量と品位を刻印した鑄塊 (ingot)——いわば地金と鑄貨の中間形態、しかし直接に貨幣として流通しないという点では地金と同じ——をもって実施することを要求していた。この意味で彼の改革プランをインゴット・プランの名で呼ぶことは失当とは言えないであろう。しかし、スラッファの全集に収録されている資料によるかぎり、リカード自身はこの用語を 1822 年 3 月 5 日付けのトラワ宛の手紙の中で一回使用しただけであった (Ricardo (1952e), p.176, IX/176 と略記。以下リカードからの引用についてはすべて同様。)。この手紙は Bonar, Hollander (1899) の中で初めて公表されたものである。ボナーが Ingot Plan という言葉を上記の論文のタイトルと本文においてもちいたのは、編者としてこの手紙の内容をよく知りうる立場にあったことと関係があるのかもしれない。しかし、この一回だけのケースを除いて、リカードは自分の貨幣改革プロジェクトについて述べるときにはそれをいつもただ単に plan と呼んでいた。もちろん地金による銀行券の支払いの要求を含むプランは実質的には Ingot Plan であるが、しかしこれに明確な名称を充てるということは、リカード自身がはっきりと一貫して構想していたわけではなかった一つのアイデアを彼の Ingot Plan として固定させることになるであろう。

他方、彼が 1811 年の地金支払いプランには含まれていなかった国立銀行設立のプランを漠然と構想するようになるのは、1815 年に前者のプランの理論的根拠付けとより詳細な展開をめざした『経済的で安定的な通貨のための諸提案』 (Ricardo (1951c)、以下『諸提案』と略称) の準備と執筆に従事していたころと考えられるが、この時期を前後して彼は同じように plan という言葉で自分の貨幣制度改革の内容を言いあらわしている。少なくともこれからのちの時期においては、彼の理解では、この言葉は「地金計画」と「国立銀行設立プラン」のどちらをも (あるいは同時に両方を) 指すものであったのではないかと思われる。したがって、両者の整合性とか一方から他方への移行とかいうことは、第三者的にはともかく、彼自身の意識の中には存在しえないことだったのではないか。1823 年の草稿は出版された後になってこそ「国立銀行設立プラン」として知られるようになったが、リカードが執筆時に付けたそのもともとの表題は単に「プラン、その他」であった。明らかに彼は、この草稿の執筆にあたって、それまで長いあいだ「プラン」と呼び

習わしてきたものとは別の事柄をテーマとしようとしていたのではなかったであろう。

先にも述べたように、これまでのリカードの経済学についての研究史の中でリカードの貨幣論そのものが比較的取り上げられることが少なかったが、その中でも彼の貨幣制度改革プランをあつかった研究は国内外ともにさらに少数である。本稿の末尾に付した引用参考文献目録の中の二次文献の項目にリストアップされているのは筆者の目にとまった研究であるが、これらのうち特に注目されるのは最近のおよそ10年間にわたって精力的に研究成果を発表している Ghislain Deleplace と彼の関係者たちによる仕事である。本稿は、リカードが貨幣制度改革プランを主題として公表した唯一のまとまった著作である『諸提案』刊行から200年目にあたる今年、これらの仕事から示唆を受けて、リカード貨幣論についてこれまでに発表した論考（注2を参照）を補完すべく構想されたものである。また国内でも、学説史研究へのマルクスの影響が今日よりはるかに深甚であった時代の深町(1959)、中西(1966)、松本(1976)などの先駆的な仕事が存在するが、近年発表された注目すべき論考（佐藤(1999)、大友(2000)）にも多くを負っている。特に佐藤の論考は本稿と外見的に重なる部分が多く本稿と共に参照されることが望まれる。ただし佐藤(1999)はその表題に示されるように、経済学的分析を主体とする本稿とはやや力点の置き所がことなるし、リカードのテキストに対する読み方の点でも相違点が多々存在する。

なお、リカードのBoE改組のプランは、彼の没後にイギリスの銀行制度をめぐって展開され1844年のピール銀行条例に帰結した通貨論争における通貨学派に絶大な影響を与えたとされ、地金論争のコンテクストを離れて論じられることもあるが、リカード本人が没するまでに争われた諸論点を越えるこれらの問題についての検討は別の機会を期することとしたい。

II 『地金の高価』第四版「付録」末尾での貨幣制度改革プランの最初の提起

1.1810年代初頭の通貨流通（鑄貨と紙幣）、ガルトンの「表」への評注

1797年にイングランド銀行券の兌換が停止されてから2-3年後の世紀転換期に、地金や穀物に代表される諸商品の価格の上昇と外国為替の下落が顕著になり、イングランド銀行券の減価をめぐる論争が生じた。事態の沈静化とともに論争もいったん下火になったが、その後10年もたたないうちに同様の状況がさらに度を加えて出現し、これにと

なって論争も再燃した。リカードが経済学者として登場したのはこのあとの方の時期の最初のころであった。兌換停止が10年以上続いたこのころには、それ以前とは通貨をめぐる状況が大きく変化していた。リカードの貨幣改革プランを考察するにあたって、まず彼が貨幣流通の現状をどのように認識していたかを確認しておくことが必要であろう。

彼は『高価』のなかで次のように述べている。「わが国の流通媒介物は、ほとんど全部、紙券から成り立っている。だから少なくとも、鑄貨の減価に対するのと同じくらいの用心をして、紙券通貨の減価を警戒することが、われわれの義務である。」(III/74-5。訳文は原則として、雄松堂刊『リカード全集』全11巻に収録のものを使用させていただいたが、必ずしもしたがっていない場合がある。邦訳書に原文のページ数が示されているので、ここでは原文のそれだけを示す。)つまり、彼がこのパンフレットのなかでその流通数量や価値について詳しく説明してきた鑄貨が流通から姿を消しており、流通はその大部分が紙券通貨(つまり不換紙幣であるイングランド銀行券)によって担われている。大部分というのは、金貨(ニュートンの時代以来のギニー金貨。21 シリング=1 ポンド1 シリング相当。名称は材料の金の産地ギニアにちなむと言われる。)がいくらか残留していることと、1 ポンド(これが紙券の最低額面)を下まわる支払いにもちいられる銀貨や銅貨が流通しつづけている、という意味である。実際、銀行券の兌換停止という状況において鑄貨がしだいに流通から姿を消してゆき、ついにほとんど無くなっていた(貨幣として使用される代わりに法律違反による処罰の危険を冒して地金に溶解され高い価格で市場で販売されるか、あるいは有利な取引のために外国に送られるか、または、損失をとまなう国内での購買手段としての使用を避けて単純に隠匿されるかしていた)のである(このメカニズムの詳細については Takenaga(2013)の説明(pp.97-100)を参照されたい。)

上の引用文でリカードはほぼ専一的な紙券流通の現状を確認してから、紙券の減価(depreciation)について今では消えてしまった鑄貨の減価以上に警戒が必要であると言う。鑄貨の減価がどのようにして起きるかについて彼は次のように言う。「もしもすべてのギニー金貨がその5分の1 [リカードの計算ミス、6分の1とすべきところ。スラッフアの注を参照。] だけ削り取られるならば、金地金の市場価格はその鑄造価格よりも5分の1だけ騰貴するであろう。」(III/78-9)つまり「わが国の鑄貨を削り取ること」(III/78)から鑄貨の減価つまり上に言う二つの価格の乖離(前者の上昇)が生じるというのである(1809

年に Morning Chronicle 紙へ寄稿されたリカードの「金の価格」をめぐる、彼と「イングランド銀行券の味方」の名で登場したトラワとのあいだでの論争におけるリカードの紙上での「回答」でも同様の見解が表明されている。Cf. III/40-1.)。貴金属を材料とする鑄貨はそれ自体がいわば高価な価値の塊であり、商品の購買のためにこれを引き渡す前にその一部を削り取ればその分だけの価値物を取得することができる。こうして、貴金属鑄貨は流通を続けているうちにしだいにその金属重量を減少させて行きがちであった。また、このような盗削行為がなくても、長いあいだ使用されると徐々に摩滅がすすんで同じように重量が減っていく。しかし実際には、すべての金貨からつねに同じだけの削り取りが行われるということはありません、また摩滅がすべての金貨について同じように進んでいくこともない（今日使用されているトークンコインについても、その傷みや汚れが一様でないことはわれわれが日常的に経験していることである。）。「鑄貨の減価」を上引用文のような意味で理解するならば、かならずこういう点を考えなければならないはずである⁽³⁾が、リカードは鑄貨も（銀行券の場合とまったく同じように）つねにその全体の状態が均一に

(3) アダム・スミスは個別の鑄貨が均一ではないことがもつ経済学的な意味についても考察している。彼は周知の『国富論』第二編第二章「社会の貯え全体の一特定部部門と考えられる貨幣について、すなわち国民資本の維持費について」の中で次のように述べている。「全金鑄貨のなかから慎重に選ばれ、国外に送られるか熔解されるかしたのは、もっとも新しく、もっとも重く、そしてもっとも良質の鑄貨だけであった。そうした重い鑄貨でも、国内で、鑄貨の形にとどまるあいだは、軽い鑄貨以上の価値をもたなかった。しかしそれは、国外では、あるいは国内で熔解されて地金になれば、もっと高い価値をもった。」(Smith (1976), p. 303, 邦訳, 61 ページ) すなわち、削り取りや摩滅が少なく規定の金属量に近い鑄貨（いわゆる「良貨」）ほど国内流通から退出して行き、軽くなった鑄貨ほどそこに滞留する傾向があるということである。リカードの時代のように鑄貨を熔解して地金形態で輸出することが法的に禁止されていれば、処罰の危険を冒して違法行為を行うか、そうでなければ個別鑄貨に対する選別的な扱いが横行したのではないか。鑄貨をもって買う立場にある者は、軽い鑄貨を優先的に使用し重い鑄貨はなるべく手許に残しておくかまたは隠匿するか、あるいはみずからも削り取りを行って金を採取し重い鑄貨を軽い鑄貨に変えるかしたであろう。また鑄貨によって支払いを受ける立場にある者は、重い鑄貨の受け取りを選好したであろうが、それができなければ一定程度以上に軽量化が進んだ鑄貨での支払いを拒否するかこのような鑄貨での支払いに対して「割増し金」を要求したかもしれない（これらの行為は一定額面の通貨を選別的にあつかう違法行為とされたであろうが、次の項で見るとこのような「二重価格制」ともいえる事態が個別鑄貨間だけでなく鑄貨と不換紙幣とのあいだに現実には発生しようとしていた）。また、もしも極端に軽くなった鑄貨をもって地金市場でその時の市場価格によって金を買おうとした場合、実質的には明らかに不等量の金の交換つまり不等価交換となるこのような取引に、売り手が損を承知で応じるであろうか。少なくとも、造幣局から発行された同一額面の鑄貨であるという理由だけで、実質的な「価値」のことなる個貨がリカードの想定するようにすべて無差別に同じ通貨としてあつかわれ流通していたとは考えられない。

変化していくと考えているように思われる。鑄貨減価についてのリカードの考察は、彼の時代に現実に生起していることに基づいているのではなく、抽象的な論理的想定（あるいは過去に生じていたこと）に基づいているのではないかと思われる。実際、彼自身も言うように彼が『高価』を書いたころには金貨はほとんど流通していなかったし、その少ない金貨も実は上のような意味での減価はしていなかったのである。そのことを彼自身が次のように述べている。「この弊害〔銀貨の減価〕は、改鑄によって取り除かれた。これと同じ諸結果が金鑄貨の品位低下 (debasement) から生まれたが、これもまた同一の手段によって、1774年に改められた。」(III/70) ここでリカードが言及しているのは貨幣史のうえで1774年の大改鑄 (Re-coinage) とよばれる出来事である。

リカードが鑄貨と紙幣の関係や鑄貨の減価について論じた興味深い文献が、最近 Depoortère (2015) において初めて解説・公表された (ibid. pp.344-5)。それは、リカードが『高価』の刊行から少しあとの1812年12月6日付けで Francis Horner の弟の Leonard Horner (のちに工場監督官となりその報告書はマルクスの『資本論』にも高い評価をもって引用されている) に宛てた手紙に含まれる、Galton(1813)の草稿についての評注である。ガルトンの草稿は、当時の王立造幣局長官であったマシエトが Mushet (1810) に掲載した多くの数字データをもとに、兌換停止以後の通貨の発行高と物価・為替の動向との関連を、1760年までさかのぼって Chart の形で視覚的に示そうとするものであり、F. ホーナー、マシエト、リカードらの地金主義の論客の意向に沿う企画であった。おそらく12月の初旬にこの草稿を送られてこれを読んだリカードは、L. ホーナー宛の上記返書の冒頭で「私がまったく同意しない点はほとんどありません。」(Depoortère (2015), p.344) としてこの『チャート』にほぼ全面的に賛同すると同時に、結びとして「私は、このチャートと説明はわれわれが共に打ち立てたいと願っている理論をきわめて適確に例証していますので、あなたの友人にこれを出版されるよう勧められることを希望します」(ibid., p.345) と書いている (そして実際に翌13年の3月初旬に出版されリカードにも献本された)。リカードのガルトンに宛てた三人称形式の無署名の短い手紙も同時に発見され Depoortère (2015) に公表されている (ibid., pp.345-6)。Depoortère によれば、この手紙によってはじめて、L. ホーナー宛の手紙に含まれるリカードの評注が対象としている著作物がガルトンのものであることが明らかになった⁽⁴⁾。

さて、リカードは手紙のなかで著者との意見の相違を次のように述べている。「流通している鑄貨が摩滅によって重量を減らすのに比例してその価値が減少することになる (become depreciated)、ということは必然的な帰結として出てこないように思われます。通貨の全体が摩滅によって重量を 10% あるいは 20% も減少させた鑄貨からなっている、地金の価格に何の影響も起さない、ということは可能です。地金の価格がこのような状況の下で上がるかどうかは、このような鑄貨の豊富さに全面的に依存するでしょう。鑄貨は数量の過剰による他には決して減価しません。したがって、摩滅した鑄貨は常に紙券通貨の過剰をともなっていましたので、2 ページの下の主張 [内容不明] は実際問題としては正しいのですが、理論の点では正しくありません。鑄貨は劣化して (deteriorated) も地金の価格を引き上げないかもしれませんが、しかし標準 [本位] としての地金は通貨が減価 (depreciate) しないかぎり鑄造価格以上に上がることはありえません。」(ibid., p.344) 先に『高価』から引用した文章では、リカードは鑄貨は削り取りによって軽くなればそれに応じて減価すると言っていたのに、ここでは同じ状況の下で減価は生じないと言っている。彼はなぜこのように矛盾した言明を行うのであろうか。

リカードはこの評注のなかで、ガルトンのように (また『高価』での彼のように)、鑄貨に含まれる金属分量の減少 (deterioration) が鑄貨の減価 (depreciation) にみちびく (つまり地金の市場価格が鑄造価格を上回る)、というのは実際問題としては正しい (practically correct)、というのは、このとき同時に不換紙幣が増発されて減価していたので、同じ額面の鑄貨も紙幣とならんで流通する通貨の均質な一構成部分として紙幣と同じように減価したからである、と説明している。しかしリカードはこれは理論の点では正しくない (not correct in theory) と言う。そして通貨の減価はあくまでもその数量によって引き起こされるのであって、その物的媒体 (金貨であれば金、紙幣であれば紙) の価値に左右されることはないとして上のようなガルトンに対する批判を展開するのである。

この文脈から明らかかなように、ここでのリカードの鑄貨の減価についての見方は流通が

(4) この二つの手紙の関係やそれらの意義、またリカードが他の二者とともに評注を書くことになった経緯、そしてこの評注そのものの内容の分析については、Depoortère(2015)の関連箇所を参照。

鑄貨のみで満たされているという（現実には存在しえない）状況を想定している、と考えなければならない。このような想定は、リカードが評注を書いていた当時のほぼ専一的な不換紙幣流通を、観念のなかで鑄貨流通に反転させたものと解釈しうるのであろう。そして、彼は不換紙幣の減価の原理をそのままそっくり鑄貨に当てはめているのではないだろうか。彼はこの場合、（これ以上「兌換」の必要もないしもちろん「不換化」することもありえない）鑄貨を、不換紙幣と同じようにあつかっているように思われる。紙幣は事実上無価値の媒体の上に額面金額という数字を印刷するだけのコストで、原理的には無制限に増発することも反対に収縮させることもできるし、いったん発行された紙幣は、発行当局が回収しようとしなにかぎり、かならずその全額が国内流通の内部にとどまりつづければならぬ。これに対して鑄貨は、それ自体が一定の価値をもった高価な商品である地金を鑄造して発行されるのであり、造幣局が鑄造要請に受動的に対応するかぎり、鑄貨が少しでも過剰になって地金の市場価格が鑄造価格を少しでも上回れば、鑄貨の鑄造（発行）はおのずと停止するであろう（地金を鑄貨に変えれば損失が生じる）し、反対に過少となれば鑄造が再開されるであろう（金を地金の形態で保有することが損失となる）。また鑄貨の形をとっている金は、法律による禁止がなければ熔解して他の用途に振り向けることもできるしより有利な交換を求めて外国に送る（輸出する）ことも可能であり、発行された全量が国内の流通部面に閉じ込められる⁽⁵⁾ことはなく、いわば出入り自由である。

このように、不換紙幣と鑄貨は同じく通貨として機能するにしても、両者のあいだには大きな性質の違いがある。リカードの上のガルトン批判は、實際上金鑄貨の流通が存在しなくなっていた時代に、「理論において (in theory)」鑄貨を不換紙幣とまったく同じものであるかのように見なした上でなされているように思われる。しかしリカードは、他方で通貨の現実の動向についての観察に基づいて、ガルトンの『チャート』に対して批判的な

(5) 鑄貨を熔解して地金に還元したりその地金を海外に輸出したりすることを禁止していた当時の法律は、まさに鑄貨も銀行券と同様に、いったん発行されれば国内の流通部面に通貨として閉じ込めておこうとするものであった。もしこの法律に実効性があればリカードのように鑄貨の発行量とその価値の変化も銀行券のそれに準じるものとみなすことができたかもしれない（ただしこの場合でも、リカードが繰り返し強調していたとおり、紙券とことなると鑄貨の発行量は増加も減少も発行当局の意のままにはならないであろう）が、しかし彼も認めるように、この法律が実効性のないもの（いわゆる「ざる法」）であったことはいわば公然の秘密であった。

評注を加えている。彼は、ガルトンが『チャート』の作成にあたって依拠した Mushet (1810) に含まれる計算上の問題を具体的に指摘し、金と銀の双方からの鑄貨の製造にかかわる技術的な詳細にも立ち入っている。この点は本稿の主題と離れるので紹介は省略する。だがリカードの評注の最後の一点は、リカードが 1810 年代のはじめころまでの現実の通貨の動向の一面をどのように認識していたのか(これが彼の貨幣改革プランの前提となる)を知るうえできわめて重要であり、若干の紹介と検討をこころみたい。

1797 年に銀行制限法が施行されてから発行されるようになった 5 ポンド以下の小額紙幣を、ガルトンが 10 ポンド券以上の高額紙幣⁽⁶⁾と同じように BoE からの発券額の合計に含めているのを、リカードは不適切だとして次のように批判している。「もしも 5 ポンド以下の流通紙幣の量をすべての場合に完全に取り除くならば、金の価格と外国為替における変動は、1797 年以來の BoE の発行高における変動とより精確に合致するであろうと期待します。そして、これらの紙券の大部分は輸出された金貨に代替するものとして発行されたのであって、通貨量に対する同じだけの追加として計算に入れることはできないのですから、このように取り除くのはまったく正当なことなのです。」(Depoortère (2015), p.345.) 鑄貨と小額紙幣という小額面通貨の流通は、流通貨幣量全体の変動とともに、18 世紀末の兌換停止とその四半世紀後の兌換再開によって大きな影響をこうむった(金から紙へそして紙から金へと二度にわたるほぼ全面的な逆方向の入れ替え——後者については後述——)。正貨(鑄貨)による兌換の停止と不換紙幣の増発がもたらした金の輸出とによって金鑄貨が小額紙幣に取って代われ、鑄貨がしだいに流通から姿を消し兌換停止からおよそ 10 年後には実質的に紙券の専一流通の状態となっていた。したがって、この時代の小額紙券の発行は国内で流通している通貨の全体量の増大を意味せず、この量の計算から小額通貨の発行量を差し引かなければならない。そうしなければ通貨量が過大に評価されて、この時代の物価(金価格)の上昇や為替の低落をうまく説明しえなくなり、通貨の膨張とこれらの指標の動きの関係が捉えられなくなる。ガルトンのチャートにおける二重計算部分を除去すればこの関係がより適確に捉えられる、とリカードは主張する。

実はリカードは 1812 年末のこのガルトン評注を俟つまでもなく、すでに早くから小額紙幣と金貨との代替関係に気づいており、小額紙幣の発行高が通貨総量の増加を意味せず、これを総量の計算に加えるべきではないと主張していた。1810 年の 9 月以降に執筆され

たと思われる、「地金報告」作成にあたっての議会での証言の記録についての評注の一節で彼は次のように述べている。「問題は、1797年と現在の銀行券の量の比較によって過剰発行を判断する場合に、小額銀行券の量を考慮に入れるべきかどうか、ということである。

- (6) スミスは彼の時代まで（もちろん銀行制限期以前）に BoE から発行されていた銀行券がどこまでの額面を含んでいたかについて次のように述べている。「紙幣は、さまざまな業者間での流通にきびしく限定するように規制することも、あるいは同様に商人と消費者のあいだの流通の大部分に拡大するように規制することもできよう。ロンドンの場合のように、10ポンド以下の銀行券が流通していない所では、紙幣は大体において業者間の流通に限定される。10ポンドの銀行券が消費者の手に渡ると、彼は一般に、たまたま5シリングの値段の品物を買うために寄る最初の店で、くずしてもらわざるをえない。その結果その銀行券は消費者がその40分の1をつかわないうちに、商人の手に戻ってくることが多い。」(Smith (1976), p. 322, 邦訳、95-6ページ) これによれば、銀行制限の時代以前には BoE（ロンドンの唯一の発券銀行）は10ポンド未満の銀行券を発行していなかった。しかし、スミスが上の引用文に続いてロンドン以外のいくつかの例によって示しているように、この時代には10ポンド以下の銀行券は1シリング（1/20ポンド）以下の単位のものまで発行されていた。銀行券の額面の下限がどのようにして定められるのかははっきりしない（鑄貨とは違って銀行券の額面金額はいかなるものであろうと技術的な相違をもたらさない）が、ひとつの基準は上の引用文にあるようにその用途をどのように設定するかであろう。スミスは再生産の視点から商人（産業家）のあいだでの流通と商人（産業家）と消費者とのあいだの流通を、それぞれことなった性質を有する二つの流通領域（産業流通と所得流通）として区別し（リカードにはこのような区別はない）、前者には銀行券（および手形）を後者には鑄貨を割り振るとしているが、そうすれば5ポンド以下の小額紙幣 (small notes) は不要ということになる。前者の取引は概して高額で貨幣の流通速度は緩慢であり、後者は反対に小額支払い手段を必要としその流通は一般にきわめて頻繁である（日々繰り返される）。鑄貨はもっとも価値の高い金貨であっても通貨として使用するには5ポンド（公定鑄造価格だとおよそ40グラム）が上限であり、少なくともスミスやリカードの時代以降のイギリスで普通に通貨としての用をなすためにこれを上回る額面の金貨が発行されたことはない (<http://www.coinsgb.com/index.html> ちなみに、現在の世界で使用されているトークンコインの重量はほぼ2グラムから20グラムの範囲に収まる)。紙幣と鑄貨で流通領域を分担するとすれば必然的に前者が高額域を後者が低額域を受け持つことになる。だがこれだけでは両者の境界線はさだまらず、その設定にはさまざまな要素が関係してくるであろうし、場合によっては所得流通まで紙幣が担うような形もありうるであろう（逆はありえない）。なお、スミス自身は小額紙幣の発行にはむしろ否定的であったようである。「この王国のどの地方でも、5ポンド以下という小額の銀行券は発行されないほうがおそらくよかつただろう。そうすれば紙幣は、10ポンド以下の銀行券が発行されていないロンドンで現在そうであるように、王国のどの地方でも、さまざまな業者たちの流通だけに限定されるだろう。」(ibid., p. 323, 邦訳、97ページ) スミスがこう考える理由のひとつは、高価な貴金属（古典派経済学にとってはこれが根源的な貨幣）を流通から排除して安価な紙券で代替することは一国の富の増進にとって有用であるとはいえ、紙券の流通は本来的に無価値なものを信用によって貴金属と同等な価値物（貨幣）として通用させることであり（「紙幣というダイダロスの翼でつりさげられている」）、「まったく安全ではありえない」(ibid., p. 321, 邦訳、93ページ) というところにある。それゆえ、スミスは貴金属鑄貨の流通領域を確保しておくことが通貨システムの安定のために重要であると考えた (ibid., p. 323, 邦訳、98ページ)。しかしリカードは、制度的な工夫をほどこすことによって実際の流通から貴金属を極力排除しつつなおかつ安定的でありうるシステムを構築しようとした。

もしも、鑄貨と入れ替わった小額銀行券が回収されたギニー貨の額を超えないならば、それらを考慮に入れるべきでないことは明らかである。」（「地金報告書および証言に対する評注」、III/371-2.）また、『高価』第四版の「付録」でもリカードは次のように言っている。「小額券の増大は、結局、ひとつの通貨が他の通貨に取って代わること、すなわち紙券通貨が金属通貨に取って代わることであろう。またそのことは、通貨の現実的かつ永続的な増加と同じようには作用しないであろう⁽⁷⁾。」（III/114. またこれに関連して次の諸箇所も参照：III/34, 37, 177, 384）

リカードは先に引用した『地金』の一節（III/74-5）の後半で、紙券についても鑄貨についてと同様の減価が生じており、この問題は鑄貨の場合よりさらに一層深刻であると述べている。鑄貨の場合には劣化 (deterioration) による減価はある程度のところ（「法定基準 (legal standard)」IV/69）で物理的な歯止めがかかるであろう（公定含有金量——1£につき約 7, 9g——よりあまりにも軽くなった鑄貨はおそらく流通しえなかったであろう。仮にこの限度を半分とすると、鑄貨の劣化はここで止まりそれ以上は進行しないであろう。）が、紙券の場合には、減価は物理的な変化（劣化）とは何の関係もなくまったく同じ紙券が発行され続けて、すでに流通しているすべての紙幣に一様に追加されるだけなので、それだけ一層減価の潜在的危険が大きくなる（鑄貨のようにある程度のところで止まらざるをえない物理的限界は存在せず、可能性としてはどこまでも進みうる）という。同じ『高価』の少しあとの箇所では次のように言われている。「銀行券における現実的価値のこの減価は、BoE が流通に送り出した、あまりに潤沢すぎる銀行券の量によるものであった。金地金と比較して銀行券の価値を 15% から 20% 減少させた、これと同一の原因は、それをおそらく 50% まで増大させるであろう。紙幣の量がたえまなく増加することから生じる減価には、どのような限界も存在しえないのである。」（III/78）たしかに抽象理論的に考えればこのとおりであろう。リカードは地金論争の渦中で執筆した論著におい

(7) リカードはこの箇所に注を入れて次のように記している。「5 ポンド以下の銀行券の増大は、通貨の現実的な増加というよりは、むしろ輸出された鑄貨の一代用物と考えられねばならないということが、「地金報告書」の推論に反対する人々によって、しばしば、かつ正当に主張されている。」(ibid.) つまり、ガルトン評注のこの最後の一点は、この時代にリカードだけでなくかなりの論者たち（とりわけ、通貨の膨張をなるべく小さく見積もろうとする反地金主義者たち）に共有されていた認識を繰り返したにすぎなかったのである。

て、不換銀行券の減価のリスクをやや過度に強調というよりも誇張する傾向があった。ここでは50%さらにはそれを越えて無制限に拡大する減価の可能性を示唆している。これはもちろん、兌換再開を訴える地金派の主張を鮮明に打ち出して世論を喚起するための、一種のレトリックであったのであろう。実際には、銀行制限期全体を通じて紙券の減価は1813年末にピークに達し、この時の地金価格の最高値は1オンスあたり5ポンド10シリングであった (Feavearyear (1963), p.210、邦訳 225 ページ)。つまり鑄造価格の3ポンド17シリング10½ペンスに対しておよそ41.3%減価したのであるから、やや誇張を含むとはいえリカードの言説は単なる政治的デマゴギーとは言えないであろう。

実際、通貨の減価がここまで進行すると、製造業者や商人のようにそれによって大きな利得を得る者がいる一方で、減価が生じる以前に約定された契約の債権者や固定所得者の生活に甚大な影響を及ぼし、社会関係を不安定化させかねない。銀行券の減価が上記の最高値に向かって進みつつあった1811年に、こうした状況を背景として議会において通貨をめぐる重大な動きがあった。項をあらためてこの動きについて検討してみよう。

2. 銀行券減価をめぐるせめぎ合い

〔「二重価格」と銀行券の法貨化——キングとスタナップ——〕

リカードはすでに1809年末の『高価』執筆の時点から、以上に見たような不換銀行券の減価の進展によって引き起こされかねない事態を次のように予見していた。「もしもギニー金貨に含まれる1オンスの標準金が、現在の標準棒金と同じように、市場において[・・・]1オンスにつき4ポンド13シリングで販売されるならば、金で支払われるかあるいは銀行券で支払われるかに無頓着に、どのような小売商が自分の財貨を同じ価格で販売するであろうか？もしも一着の上着の価格が3ポンド17シリング10½ペンスもしくは1オンスの金に等しいならば、そして同時に、もしも1オンスの金が4ポンド13シリングで販売されるならば、仕立屋にとっては、彼が金で支払われようと銀行券で支払われようとどうでもよい問題であるということが、考えられるであろうか？」(III/82-3)リカードはここでは仮定の上でのこととして、銀行券がはっきりと減価しているにもかかわらず、商品を販売する側が同一額面の金貨と銀行券を無差別に受け取るであろうかという問題を提起している。両者はいずれも法律によって定められた通貨として、建前上は同一

額面であれば同一の商品を買うことができるはずであるが、現実には一定額面の銀行券はそれを下まわる額面の鋳貨に含まれる金量にしか値しない。つまり上の例では銀行券で支払いをうけると約 16% の損失をこうむることになる。こういう状況の下では商品の販売者は銀行券での支払いに対して鋳貨でのそれよりも高い価格を要求するか、あるいは、すでに銀行券の減価に対応して価格が高騰していれば鋳貨での支払いに対して値引きをするか、しようとするであろう。つまり彼はここで、同一額面の通貨が同一の商品を購買できない、あるいは、同一の商品が通貨の種類によってことなる価格で販売されるという、「二重価格制」の出現の可能性やや大げさに言えば一国の通貨システムの崩壊の可能性について述べているのである（リカードは、鋳貨と紙券の市場におけるあつかいの違いの可能性を論じているが、ここでも鋳貨はあたかも紙券と同様に全体の均質性がいつも維持されているかのように想定しており、個貨間に実際には生じていたに違いないばらつきはまったく問題にしていない。）。

しかし現実には、すでに見たようにこの当時ギニー金貨はほとんど流通からすがたを消していたし、同一額面の通貨を選別的に扱うことは法律で禁止され処罰の対象とされていたため人々は公然とこのような行動を取ることはできず、表向きは鋳貨も減価した紙券と同じ価値をもつとされていた。「ギニー貨をプレミアム付きで買う [その額面以上の銀行券と交換する] ことが犯罪であるあいだは、これらの紳士がた [銀行券の減価を否定する反地金派の論者たち] を満足させる唯一の証拠、すなわち、諸商品の二重価格 (two prices)、ひとつはギニー貨での価格、もうひとつはイングランド銀行券での価格をわれわれがもつことはありそうにないことである。」(『ボーズンキト氏の「地金委員会報告に対する実際の観察」への回答』(Reply to Mr. Bosanquet's Practical Observations on the Report of The Bullion Committee, 以下『回答』と略称。III/201) こうした「法律の畏怖」が「不評判な不法な取引」を抑止しており、「鋳貨が 15% ないし 18% までも (その実質的な内在的な価値が紙券を超えて) 公然と上昇するのがはばまれている。ところが一方、法律は、通貨が 50% 減価してもよいように、しかも鋳貨と紙券とが通貨として同じ価値を維持するように、強制しうるのである。」(「貨幣、地金および為替にかんするヴァンシタートの提案についての観察」、III/415-6. スラッフアによれば、この評注は兌換再開を求める法案が採決にかけられ否決される直前の 1811 年 4 月末から 5 月はじめにかけて書かれた。)

たとえ金の市場価格が上昇して銀行券が減価していることが明らかであったとしても、したがって、同一額面の鑄貨と銀行券が金で測って異なる価値をもつ（前者に含まれる金量の方が後者が購入しうる金量よりも大きい）ということがはっきりしていても、法律上は鑄貨と銀行券は等価とみなされこのように扱うことが強制される。通貨の減価は金属鑄貨と銀行券で同時に同程度進み、両者の価値が乖離することはないという主張は、このようなコンテキストにおいて理解されるべきである。商品の販売に二重価格を適用することは犯罪とされる。ただしもし人々がこれにしたがって行動する（二種類の通貨を等価物としてあつかう）としても、それは刑罰の恐怖によってそうするのであり、法をすり抜け刑罰を免れる方法があれば、いつでもギニーにはプレミアムが付き銀行券は割り引かれる可能性がある（経済の論理からすればこのほうが合理的であり当事者たちの利益にかなっているから）。

しかしこうした法律による銀行券減価の否認とその強制にもかかわらず、1811年に入ると鑄貨と紙券の選別を公然と要求する動きが議会内部から現れた。それが、同年3月に当時上院議員であった青年貴族のロード・キングが自分の所有地を耕作する小作農や農業経営者たちに対して宛てた公開の回状である。このなかで彼は、兌換停止による銀行券の減価がはじまる前に行った土地の貸借契約にもとづく地代を、その時点で約定された金額に相当する金貨ないし地金で支払うか、あるいは、減価に相応する割増金（およそ15%）を付加した銀行券で支払うことを要求した。彼はこの要求を自分の財産権を保全するための正当で適法なものであると主張すると同時に、自分自身の負っている債務の支払いについても同様の支払いを行うと言明した⁽⁸⁾（Feavearyear (1963), p. 204-6, 邦訳 219-21 ページ）。リカード自身はキングのこのような行動に同調はしなかったものの、キングは King (1804) 以来銀行券の減価を批判していたリカードと同じ地金主義者の一人であった。また、ボナーによれば、彼のこうした行動が『高価』第四版（1811年4月刊）の「付録」にお

(8) しかしこの時代には金貨はすでに流通からほとんど退出しており、大部分は熔解されて外国に輸出されるか、でなければ、通貨として使用されないままに秘匿されていたであろう。したがって金は鑄貨であれ地金であれ当時国内にはほとんど残っていなかったと考えられる。こういう状況のなかでのキングの要求は、秘匿されている鑄貨をむりやりにはき出させるのでなければ、実質上銀行券の減価に対応するだけの地代の割増し支払いを求めるものであった。

いてリカードが貨幣制度改革プランを提起するきっかけとなった。「第四版において[⋯]リカードのプランを含む「付録」が付加された。またロード・キングが彼の前にいたのはまったくあり得ることである。1811年3月のロード・キングの借地人たちに宛てた有名な手紙は、彼らに地代を旧来の契約にしたがって支払うよう要求するものであった。[⋯]この二人は大変仲のよい友人であったが、しかしお互いに相手を引き合いにだすことはしなかった。キングは自分の考えを私的契約に適用したが、リカードはそれを通貨システム全体に適用した。」(Bonar (1923), p.282)

キングのこのような行動に対抗するかのようになり、兌換再開法案が否決されたのちに同じく上院議員のロード・スタナップによって、イングランド銀行券を地金価格や外国為替の動向にかかわらずに鑄貨と同じように額面通りに受け取ることを義務づけ、事実上これを法貨 (legal tender) としようとする法案が提出された。キングはこの法案をめぐる審議の一部として7月2日に上院で演説をおこない、先の回状のアイデアを数字データを示してさらに詳しく展開した (King(1811), pp.231-59)。彼はこの中で自分の立場を次のように説明している。「このような状況において、私は自分の財産を守るために、私の私的事業の経営において、旧来の賃貸契約の下でまたその下でのみ土地を保有している借地人たちに、次のように伝えることが賢明であると考えました。すなわち、このような契約にかかわる支払いないし義務履行において、私はもはや銀行券をその名目価値で受け取ることとはできません、と。」(ibid., pp.232-3)しかし、キングを始めとする反対派の議論にもかかわらずスタナップ卿の法案は7月24日付けで採択され、翌年3月15日までを有効期限とする時限立法として成立した (Lord Stanhope's Act)。その後この法律は同年12月18日に上院を通過した金貨法案 (Gold Coin Bill) として1821年5月の現金支払い再開時まで継続された (Gilbart (1837), pp.53-4, VI/88, editor's note 4)。リカードは、兌換再開法案の否決につづくこのような議会の動向を見て、そののち銀行券の減価がさらにどこまでも続いていくのではないかという危機感をつのらせた (実際、上述のようにその後2年以上にわたって紙券は減価し続けた。) ⁽⁹⁾。彼はこれから約12年後の1823年6月11日に、1819年5月に成立した兌換再開法 (ピール法) の結末をめぐるウエスタンの批判に応える演説において、キングとスタナップの争いを前者を支持する立場から再度取り上げている (cf. Ricardo (1952a), V/316)。彼が私信ではなくおおよけの場でこの両者の争いに触れたのは

このときだけであった。

彼はスタナップ法が議会を通過した3日後の7月27日付けの手紙で、当時の首相兼大蔵大臣であったスペンサー・パーシヴァルに重大な危機を伝えるとともに、これ以上の減価を食い止める方策の実施を訴えるいわば直訴状を送った(VI/43-4)。銀行券の減価を認めず減価以前の契約についても額面通りでの履行を受け入れることを強制する法律の有効期限が切れたとき、諸物価や契約内容に激変が起きることが予想され、この法案が通過した時点から人々に「恐怖 (all its terrors, VI/45)」を植え付けていた。リカードがパーシヴァルに対して行った提案はこの恐怖を取り除くことをめざすために、さしあたって「通貨の減価がすでにおよんだ範囲を越えては進まないという保証を公衆に与える」ことを目的とする暫定的な措置であり、ただちに通貨の減価を解消するとか兌換を再開するといった抜本的なものではなかった。それは具体的には、「BoE に対して、5 オンス [24 ポンド弱に相当] をくだらない量の金の購入を申請するものには誰でも、同行の銀行券と引き替えに、標準地金1オンスあたり4ポンド15シリング [つまり地金の実勢価格] での率で金地金を売却する義務を負わせ、そして BoE が引き渡した地金は、それが外国鑄貨からまかなわれたものにせよ、軽いギニー金貨からまかなわれたものにせよ、購入者の意のままに自由に輸出してよいことにする」(VI/43-4)、ということであった。これは、一定金額以上に限定して地金を販売する義務（兌換義務）を BoE に負わせるという、『高価』第四版の「付録」で初めて提起されたリカードの「プラン」を（下限額の規定の方法と地金の売却価格の点で）やや修正した上で踏襲するものである。もし銀行券の減価

(9) マルサスは、エディンバラ・レビューの1811年2月号での『高価』に対する自身の匿名書評 ([Malthus] (1811a)) に対してリカードが同年4月に発行された『高価』第四版「付録」で反論を加えたのを機に、兌換再開法案が否決されたのちの同年6月16日付けでリカードに初めて手紙を出し、「われわれは大綱では問題の同じ側に立っている」(VI/21)として、自分が上記の書評の著者であると名乗り出るとともに、彼の地金主義の立場を伝えた。そして彼は、同誌の同年8月号に掲載した「地金の高価にかんする論争のレビュー」と題する匿名書評において、キングの行動を肯定的に評価しスタナップ法を批判して、兌換の再開しか問題解決の方法はないと主張している ([Malthus] (1811b), pp.364-9)。マルサスはこの書評の公表に先立って、スタナップ法が可決された2日後の7月26日にリカードに宛てた手紙において、リカードが上記の「付録」で示したプランに「それにふさわしいと思う賞賛をもって、まちががなく言及しましょう」(VI/41)と伝えている。リカードが政治家に向けた働きかけの行動を起こしたのはその翌日のことであった。これは当面する政治日程に対応した両者の協調行動と言えるであろう。

が現状以上に進行して地金の市場価格が上記の価格を上回るようになれば、地金の購買はBoEの窓口の方が有利になり地金は市場で販売されなくなるであろうし、この場合BoEは損失を出して地金を市場価格よりも安く販売することを義務づけられるので、自ずとこのような事態（今以上の過剰発行による減価の進行）を避けようとするであろう。こうして銀行券のこれ以上の減価を食い止めることができるというわけである。

しかしリカードのこの直訴の結果は、一週間後に秘書を通じて、提案を含む書簡をたしかに受領したという間接的な回答(VI/46)があっただけに終わった。リカードはこれを「丁重に拒否された」(VI/70)と受け取り、同年12月11日付けでウィッグ党の指導者で地金委員会の委員であったジョージ・ティアニーに宛てて手紙を送って、再度同様の提案をこころみた(VI/67-71)。このようにリカードは彼のプランの実施に向けて執拗な行動を続けたのであるが、次に『高価』第四版「付録」の末尾の数ページでリカードが初めて提起した貨幣制度改革プランの内容を検討し、その着想の経緯と性格および目的について考えてみることにしたい。

3. 『高価』第四版「付録」末尾でのプランの最初の提起とその結果

「付録」を含む第四版が出版されたのは、地金委員会の委員長であったF. ホーナーが、地金報告をもとに作成した決議案(Horner (1811), pp.5-8)を1811年5月6日に下院に提出して、その直後に否決されるまでのおよそ一か月前の4月初旬のことであった。このパンフレット、および特にこの版に付加された彼の貨幣制度改革プランの最初の素描を含む「付録」は、議会での審議をにらみこれに介入する意図をもってこの時期を選んで執筆・刊行されたと考えられる。それと同時に、「付録」を含む第四版は、地金委員会報告が前年の6月8日に下院に提出されて（ただしその印刷と一般への公表は8月12日）から半年あまりの時点での、この報告をめぐる賛否の激しい論争のリカードなりの総括であったとも思われる。翌年の3月ころには重要論点はほぼ出尽くして総括の機は熟していた。上記のプランの最初の素描はこのような位置を占め、いわば1809年からの論争の一つの区切りをなす（と同時に、リカードの晩年までの「理想的な通貨制度」探求の出発点をなす）ものであろう。

1810年8月以降の目立った動きを見ると、まず南海会社理事のチャールズ・ボーズン

キトの『地金委員会の報告に対する実際の観察』(Bosanquet (1810))の初版・二版が11月・12月に出て、これに応えるリカードの『回答』が、その直後の翌年1月初旬に出ている。またその翌月の2月にはマルサスによる主要な論争文献(マシエト、リカード、ブレイク、ハスキソン、ボーズンキトのパンフレット、そしてリカードの『回答』)を取り上げたエディンバラ・レビュー誌上での匿名書評([Malthus, R.] (1811a))が刊行された。リカードはこのプランを、このようにひとまず議論が出尽くしていて議会での政治的決着が図られようとしていたこの時点で、彼が地金派の意図にその実現のためのよりよい形を与えることをめざして提出したのではないかと思われる。

だから彼はこの「付録」をのちに独立のパンフレットとして出版したのであろう(III/99, editor's note 4)。もともとこの「付録」はただ「付録」としてだけ『高価』の本文の末に付加されていたが、独立して出版されるさいには『エディンバラ・レビューに掲載の紙券通貨の減価についての論文のいくつかの箇所についての考察、および、金と同様に不変の通貨をこの金属のきわめてわずかな供給によって公衆に確保するための提言。『地金の高価、云々』第四版への付録』(*Observations on Some Passages in an Article in the Edinburgh Review, on the Depreciation of Paper Currency; also Suggestions for Securing to the Public a Currency as Invariable as Gold, with a Very Moderate Supply of That Metal. Being the Appendix, to the Fourth Edition of "The High Price of Bullion," &c.*)という長いタイトルが付されていた。注目すべきことはこのタイトルでは、全体の六分の一にも満たない最後の部分に記されている上記のプランが「提言(suggestions)」という控えめな表現の下に、『高価』の本文に対するマルサスの批判に応えた「付録」のいわば本体部分と同等に大きく取り上げられていることである。これは、リカードが「付録」を独立に刊行した主なねらいがこのプランの重要性を再度一般に訴えることにあったことを示しているのではないだろうか。

ところで、編集者のスラッファは、『全集』に収録されているリカードのあらゆる種類の著作物について、刊行物であればその執筆の経過や刊行の時期を証拠資料を示して詳細に考証するのが常であるが、この「付録」については証拠資料が見つからなかったためか、いつ出版されたのかについて何も記していない。その時期は「付録」が本文と共に刊行された4月初旬以後であろうが、マルサスからの6月16日付けの初めての手紙を受け取ってすぐにそれへの返信を出した同18日以降ではないと思われる。というのは、マル

サスは彼の手紙の趣旨を、「お近づきになる仕合わせにくわえて、われわれは大綱では問題の同じ側に立っているので、意見の相違について印刷物で長い論争をする必要を、個人的な和気あいあいとした議論によってなくすることができるかもしれない」(VI/21)と説明しており、リカードも早速これに答えて直後の返信でマルサスとの議論を継続している(VI/24-8)からである⁽¹⁰⁾。もしそうだとすれば、「付録」の独立した刊行は、F. ホーナーが兌換再開を求める法案を下院に提出した5月6日を挟む前後約2か月のあいだのどこかの時点に絞られるであろう。

はっきりした証拠がなく確定的なことは言えないが、リカードのいつもの行動パターンから推して、その刊行は『高価』第四版自体がそうであったように、議会での法案の提出・審議そして採択という政治日程をにらんでこの過程に影響を与えることを意図したものである。すぐのちに見るように、「付録」の「提言」には地金報告が結論とした兌換再開案に対するいくつかの重大な対案が含まれており、リカードとしては、単に地金派の法案成立を後押しするというにとどまらず、「提言」を議会での差し迫った決定過程に介入させて法案に盛り込ませようとしたのではないだろうか。もしそうだとすれば、より目立つ形に変えてとはいえ、同じ内容の文章を1か月も経たないうちに二度も出版したことになり、彼がプランにかけた執念がなみなみならないものであったということになるであろう。あるいは仮にこの刊行時期がホーナーの議案否決のあとであったとしても、それはそれで否決の直後に再度の機会を狙って執拗にプランの周知を図ろうとしたということになるであろう。いずれにしても、リカードは自分の貨幣制度改革プランの重大性を強く確信して、その実現のための行動を起こしたのである。後に見るように、こうした行動は決して一過性のものでなく、こののち彼の生涯を通じて間欠的に続けられることになる。

さて、「付録」の本体であるマルサスへの反論をひとまず終えてから、リカードは彼のプランを具体的に提示するに先立ってつぎのように問題を提起している。「BoEは二年後に、同行銀行券に対して正貨を支払うよう要求されるべきである」という地金委員会の勧告

(10) ただしこれはこの時だけのことであって、実際には両者は「印刷物」においても相互に批判的な議論を続けている。

に対して、次のことがしばしば反対の理由に挙げられている。」(III/123) 彼はこうして、まず地金報告が発表されてから後の半年あまりの議論を振り返り、特に反地金派から提起された報告に対する反対論ないし疑問を整理し、これに応えようとする。その結果リカードが積極案として示すのが「プラン」(『全集』第三巻の124ページの下のパラグラフから127ページまでの3ページという短いスペースに簡略に記されている。このなかで plan という呼び方が初めて現れる。) である。このような経緯から、それまで表向きは地金報告を支持し続けてきたリカードのこのプランは、いくつかの点でこの報告の結論に修正を加える対案としての性格を持つことになった。リカードの見るところでは反対論は二点に集約され、彼はそれぞれについて次のように紹介と吟味を行っている。

第一は、1810年から11年にかけてのBoEの金準備は公定鑄造価格で300万ポンド相当の量であり、2000万ポンドを超える発券残高の七分の一程度の低位にあった(Feavearyear (1963), p.228, 邦訳243ページの表)が、こういう状況で兌換を再開するためには相当量の準備の積み増しが必要であり、このためにBoEは「かなりの困難にさらされ」(III/123)ることになるであろう、というものである。地金報告ではこのような問題を回避するためにただちに兌換を再開するのではなく、まず、現在「4ポンド10シリング」にまで騰貴している「金の平均価格」(ibid.)を鑄造価格にまで低下させるために、「イングランド銀行券の流通額を15%だけ減少させる」(ibid.)必要があり、兌換の再開は二年後からにするとしていた。リカードを含む地金派はこうして二年後には、反地金派の懸念にもかかわらず、「イングランド銀行券の総額がこのように減少したのちに、地金の輸出によって利潤がまったく得られないために、BoEで銀行券と交換に正貨を要求することが誰の利益にもならないくらいに、残った銀行券の価値が上昇するであろう」(III/124)と主張した。つまり、貨幣価値の回復によって兌換再開にもかかわらず大量の金準備は必要ではなくなるということである。この点のはのちのちまでリカードが繰り返し主張しなければならなかった、彼のプランの重要論点のひとつをなす。

第二は、仮に上のような地金派の主張を認めたとしても、なお兌換の再開には大量の金準備が必要となる可能性がある、という懸念である。「BoEは、気まぐれまたは悪意により、少額紙幣の使用をまったく中止してその代わりにBoEのギニー金貨を請求するという行動が一般化することはない、といういかなる保証を有するであろうか⁽¹⁾。」(ibid.)す

でに見たように、この時代には1797年以前から流通していたギニー金貨がほとんど姿を消してその代わりに1ポンドや2ポンドという額面の小額銀行券が大量に出回っていた(といっても額面が小さいのでその総額は銀行券総量の五分の一程度であった)。この状況が兌換再開によって兌換停止以前の状況に逆戻りしないか。もしこういうことになれば紙券の減価とは関係なく大量の鑄造金貨が必要となる、というわけである。リカードが続いて示していくプランはまさにこのような事態を回避することをめざすものであった。

反地金派はこのようにいろいろな論拠(その妥当性は問わないとして)から、BoEの直面しうる困難を指摘して、兌換再開に対する反対を唱えている。プランの具体的内容はこのような文脈から導き出される。「これらが現実化しようとしまいと、BoEは生じるかもしれない最悪の事態に対して、若干の備えをしておかざるを得ない、ということ認めなければならない。そして、たとえそれが、同行の無分別によって同行が陥る状態であるとはいえ、できることなら、同行をその結果から保護してやることが望ましいであろう。」(III/124)懸念の実現は実際にはBoE当局の不始末によって起きるかも知れず、その限りでは救済には値しないかも知れないが、しかしBoEは私的利益を追求する企業体であると同時に、その破綻が当事者だけにとどまらない大きなダメージを社会に与える公共的な性格も有している(今風に言えば「大きすぎて潰せない」ということにならうか)、——BoEのこのような相矛盾した性格に対する認識、ないし、この機関に対する不信感をリカードは早くから抱いていた(cf. III/133)。BoEに対するこのような見方が、彼がのちに同行に代えて国立銀行の設立を構想する基盤となったのであろう。

さて、以上のような「前口上」を経た上で、地金報告書の結論への反対論に応えうるリカードの積極的な「提言」が始まるが、それは明らかに、地金派の論者ないし議員たちに宛てて、反対論を封じ込めるためにこの「提言」に一致結束するように勧告されている。最初は極めておずおずとした論調で、上に見たような問題(弊害ないし困難や混乱)をとともなうかもしれない地金報告書の勧告よりも「もっと穏やかな方法 more gentle means」として、この「提言」が語られる。だがその一方、リカードはこれなら通貨の減

(11) たとえ「気まぐれや悪意」によるものではなかったとしても、実はここで懸念されているような行動は、兌換が本格的に再開された(しかもリカードのプランを大綱において採用した形で)1810年代末から現実に「一般化」した。本稿の第VI節を参照。

価値を回避することに賛成する者はだれでも賛成するであろう、という自信ものぞかせる。「もしも公衆にたいする同一の利益、——すなわち、通貨の減価に対する同じ保護手段がもっと穏やかな方法によって獲得されうるならば、原理において一致するすべての関係者たち〔つまり地金派〕は、この方法を採用することが適切であるとする点で一致することが望まれる。20ポンド以上のすべての銀行券——それ以外のものではない——に対して、(もしも要求されたならば) 随意に (at their option) 正貨か、標準棒金か、あるいは外国の鑄貨(その純度における相違は斟酌される)を、金地金のイギリスの鑄造価値、すなわち1オンスあたり3ポンド17シリング10½ペンスだけ支払うよう、BoEが議会から求められるようにしてみよ。このような支払いは委員会が勧告した時期に開始するものとする。」(III/124)これが後に「インゴット・プラン」と呼びならわされることになるリカードの新しい「提言」の骨子であるが、その特徴は、1. 金支払いに応じうる銀行券に(通常の所得流通金額をはるかに上回る)20ポンド以上という金額制限を設けていること、2. 銀行券と引き替えに引き渡すことのできる金の形態を(工業製品となったものを除いて)任意に選べること、3. 金支払いの義務は2年後に発生しそのレートは法定鑄造価格とすること。正貨兌換(日本語でも「兌換」とはもともと正貨兌換つまり貴金属鑄貨との引き替えを意味しており、原語義にこだわるならば「地金兌換」という言い方はできないはずであろう)を当然のことと前提して、その金額も制限していなかった地金報告の結論をそのまま踏襲しているのは第3点だけである。

第1点と第2点は、兌換の再開によって兌換停止以前のようにふたたび鑄貨が流通に回帰することを防ぐための措置である。20ポンド以上の銀行券とっているのは、1枚の額面が20ポンド以上でなければならないという意味ではなく、それ以下の額面の銀行券でも合わせて20ポンド以上であればよいという意味であろう(しかしすぐ後で述べるように、これによって小額銀行券が金鑄貨に変えられる可能性はまずないとリカードは見ている)。また、銀行券に対して支払われる(ないし「販売される」)金の形態を任意に選択するのは、金支払いを請求する側ではなく支払いをするBoEの側の「特権」(III/125)である。つまり、2年後の金による銀行券の支払いは厳密に言えば銀行制限期以前のような正貨兌換の再開ではない、この意味で銀行には1797年以前に負っていた「義務」をまぬかれるこの「特権」が今しばらくのあいだ(「支払いが再開されたあと3年ないし4年間」(ibid.))

認められる、というのである。もちろん、反地金派ないし BoE 当局から見れば、これは特権でも何でもなく、むしろ彼らに課せられる強制的な措置ということになるであろう。

リカードは、以上のような「おだやかな方法」をまだ決定的な方策としてではなく、あくまでも一定期間ためしめて「その後有利であることが明らかになったなら」「永続的な措置として継続される」(ibid.) 暫定的なものとして控えめに提出しているにすぎない。彼がこれを plan という名で呼ぶのは 125 ページの長いパラグラフの終わりの方になってはじめてのことである。このパラグラフから「付録」の終わりまでの 3 ページあまりのスペースで、彼は上に 3 点に要約した「プラン」が何を目指しているのか、またそれがどのように着想されたのかについて説明している。以下それらについて若干の吟味をこころみる。

BoE が支払い請求に対して受動的に対応(鑄造価格で金を販売)するので、反対に言えば、銀行券は金に対して鑄造価格による固定された購買力を持つので、その価値は一定不変にたもたれ決して減価しない。「通貨はその標準価格以下に減価することは決してありえないであろう」(ibid.)。支払い最低額を 20 ポンドとしまた地金による支払いとする⁽¹²⁾、このことにより、小額銀行券が流通から回収されて兌換再開とともにふたたびギニー金貨が流通に復帰するのを防ぐことができる。BoE から銀行券と引き換えに得られるのは地金であり、これは国内においては地金市場で商品として販売することはできるが、しかしそれによって得られる銀行券の量はこの地金を手に入れるために手放した量と等しく(市場価格が鑄造価格と一致しているから)、このような取引は無意味である。また、国内で通貨として使用するためにはこれを造幣局に持ち込んで鑄造してもらわなければならないが、たとえ鑄造手数料がかからなかったとしても鑄貨工程にはかなりの時間(「数週間か数か月」、ibid.)が必要であり、この間について計算される利子に相当する損失が生じる。これが、小額紙幣を集めて銀行にもって行き地金と交換してさらにこれを金貨にし、金貨を貨幣として使用するということに対する抑止力として作用する。その上、先に見た

(12) 先の III/124 からの引用では BoE は任意に「正貨か、標準棒金か、あるいは外国の鑄貨」のいずれかで——またおそらく場合によってはこれらを混合して——支払うことができるとされていたが、これは事実上、あらゆる形態の金をその品位と重量だけによって区別される地金に還元することを意味する。つまり、任意の形態による支払いとは地金支払いにほかならない。

ように、「付録」が出版された 1811 年には現実に発生していた同じ額面の紙券と鑄貨の実質的な価値の乖離がもたらす両者の選別的なあつかいもありえず、どちらを選択するかは単に通貨としての使い勝手のよさと個人的な好みだけの問題となるであろう。他方、地金は国際的な購買ないし支払い手段として機能しうるが、このような使用が利得をもたらすのは国内で過剰な貨幣が減価して外国で商品をより安価に入手しうるときだけであり、貨幣が減価していなければ地金の輸出は何の利得ももたらさない。つまりこのような時には、輸出目的で地金を取得するための BoE の窓口での地金の購入（銀行券の支払い）は発生しないと考えなければならない。だとすれば、BoE はたとえ受動的な（建前上は合計 20 ポンド以上の金額の銀行券の提示に対しては無制限の）金の販売を義務づけられるとしても、いかなる形態であれ大量の金を準備として金庫のなかに用意しておく必要はない。このようにいずれの面から見ても、通貨価値が安定しているかぎり、銀行券の金との等価性が保証されているにもかかわらず、流通内にも銀行の金庫にも金はほとんど不要となる⁽¹³⁾。

以上のように、通貨価値の安定がおのずと金の準備と使用の必要を大きく縮減しこの意味で通貨システムを経済的なものにする⁽¹⁴⁾。ここでリカードははじめて plan という言葉を

(13) ただしこれは経済（そして政治）過程が平穏に推移しているかぎりでのことであり、リカードの時代に現実に生じたような短期間の大きな変動（戦争とその終結はその代表的な例）があれば、彼が描いていた通貨システムは順調に作動しなくなり、またリカードのプランにはこうした事態に対処する仕組みは入っていない。その限りではこのプランが脆弱なものであることは否定できないし、後年彼自身もこの点を認めざるを得なかった。貨幣材料である貴金属の生産条件や国際的な規模での需給関係、経済活動の一般的（あるいは特定部門における）規模、これらが短期間に大きく変化した場合には通貨システムにおける攪乱は避けられない。

(14) 貨幣は本源的に諸商品のなかから自生的に選り出され、最終的に商品の一種としての貴金属がその機能を担うことになった、にもかかわらず、貨幣は交換手段でありそれ自体は国民的富の内容には属さないの、高価な貨幣を使用することにより国民の労働を無駄に支出するよりもこれを富の実体をなす物的財貨の生産に振り向けることが国富の増進にとって得策である、そのためには貴金属貨幣を安価な紙幣で置き換えることが得策である。紙幣に対するこのような捉え方はスミスからはじまる古典派経済学に共有された一般的な貨幣観に属すると言ってよい。もちろんリカードの紙券論もこのような流れのなかにあった。「金銀貨にかえて紙幣を用いることは、きわめて高価な商業用具を、はるかに低経費で、ときには同程度に便利である商業用具に置き換えることである。流通は、古い車輪よりも建造にも維持にも経費がかからない、新しい車輪で行われるようになる。」(Smith (1976), p. 292, 邦訳、42-3 ページ)「金銀貨のかわりに紙幣が用いられると、全流動資本が供給できる材料、道具、生活資料の量は、それらのものを購入するのに用いられていた金銀の全価値だけ増加するだろう。流通と分配の大きな車輪の全価値は、それによって流通分配される品物に加えられる。」(ibid. p. 296, 邦訳、49 ページ)

使用している。同時に彼は、金の使用量を抑えるという意味での経済性に加えてもうひとつ別の点からの経済性を強調する。彼は金の鑄造と融解がこれまで繰り返されてきた歴史を振り返り、彼の plan ではこれらの作業にまったく無駄に費やされてきた労働を節約しうることを示す。「このプランの実現にともなうもうひとつの利益は、次のような無駄な労働を止めさせることであろう。すなわちその無駄な労働というのは、1797 年以前にわれわれの制度のもとで、為替が不利であらゆる禁止令にもかかわらず地金として輸出されたギニー金貨の鑄造に、非常に無益に支出された労働である。」(ibid.)

リカードはこのように、彼の「提言する」プランが通貨の価値を安定させると同時に高価な貴金属の準備と貴金属鑄貨の流通にともなう社会的冗費を最小限に抑えうることを示した上で、こうした利点を有する彼のプランの由来について次のように言う。「ここで提案されたプランは、ヨーロッパにおいて今まで採用されたことのある、いっさいの銀行制度のすべての利点を兼ね備えているように思われる。このプランはその特色の若干において、アムステルダムとハンブルクの預金銀行 (banks of deposit) に類似している。それらの機関においては地金はつねに銀行から固定的な不変の価格で購入されうる。これと同じことが BoE に対して提案されているのである。」(III/126) ここではプランについてのリカードの説明は自信のある口調に変化しているように思われる。このような書き方が意識的であったのか無意識的であったのか、いずれにしても少なくとも当時のイギリスにおいては前例のないプランの提案には相当な覚悟と慎重さを要したと思われる。

ここでリカードが彼のプランの原型となつたとしているアムステルダム銀行とハンブルク銀行は、それぞれ 1609 年と 1619 年に設立されておりリカードの時代にはすでに 200 年もの歴史を持つ BoE を上回るヨーロッパ有数の「老舗銀行」であった。その間にはこれらの銀行の組織も業態もおそらく変遷を経ていたと思われる。リカードが彼のプランにとって「参照基準」としているのがこれらの銀行のいつの時代の業態のどのような側面であったのかははっきりしないが、彼が彼のプランの銀行に「類似している」とするのはこれらの銀行の預金銀行として性格である。

アムステルダム銀行についての数少ない専門研究によれば、同行は手形の割引も銀行券の発行も行っていなかった(橋本(2013)、35 ページ)が、しかし預金者からの地金預金に対して発行していた「預かり証書」は「紙幣のように転々と流通する」ことができ事実

上の通貨としての機能を獲得しはじめていたという（中谷 (2006)、31-2 ページ）。そして、こうした預金証書としての通貨は「預金の引き出し」の形でいつでも固定された量の地金と交換可能であった。この意味で、同行の支払い能力に対する信用が揺るがないかぎり、その「通貨としての価値」は完全に安定していた（ただしこの「通貨」がどういう階層によっていかなる目的で使用されていたのか、その額面はどのように設定されていたのか、またそれがいかなる範囲で流通していたのかは不明である。）。しかしその反面、このような通貨の「安定性」はいわば 100% の支払い準備に裏付けられていたのであり、その意味ではリカードも認めるようにきわめて「不経済」であった。「しかし外国の預金銀行においては、彼らは彼らの帳簿上の銀行貨幣に対する債権と同じ額の地金を、実際に、彼らの金庫のなかに所有しているのである。したがって、商業的な流通の総額に等しいだけの不活動資本が存在するのである。」(III/126)つまりこれまで見てきたリカードの議論からすればこれは膨大な無駄を抱えることにひとしい。しかも 100% 準備のもとでは貨幣量を商業取引の必要に応じて自在に拡大することは不可能である。リカードのプランは安定した価値をもつ通貨を商業取引にとって必要なだけ発行・供給しながらなおかつこのような無駄を取り除こうとするものである。銀行の準備は次のような最小限に抑えられる。「しかしながらわれわれの銀行 [BoE] には、商業の需要が必要としうるだけの多くの量の銀行券が、銀行券という名で存在しているであろう。それと同時に、折りにふれ、それらに対して生み出されるであろう商業の需要に応じるために、BoE が地金で保有することが必要と考える資金よりも多くの不活動資本は、もはや同行の金庫内には存在しないであろう。」(ibid.)

以上で論じられているのは、通貨の価値の安定性を確保するために発券銀行が本位金属を「販売」することである。これによって銀行券の過剰発行と通貨価値の下落を阻止することはできるが、通貨の価値を安定させるためにはその反対方向への不安定な動きを阻止することも必要である。こうしてリカードのプランには発券銀行による本位金属の「購買」（金に対して銀行券を交付すること、事実上の銀行券の発行¹⁵⁾）も含まれることになる。

(15) リカードが参考に行っているアムステルダムとハンブルクの両銀行が属していたそれぞれの地域では、当時のイギリスのように金ではなく銀が本位として使用されていた。しかし、単純に銀を金と取り替えさえすれば両地域で行われていたことはイギリスにもそのまま適用可能であろう。

BoE は実際に金を購入することはあったが、それは主として兌換のための準備を用意しておくという目的のための能動的な行動であった（したがってあらかじめ一定の買入れ量が目標として設定されていたであろう。）。これに対してリカードが彼のプランの一部に含めている金の買い取りは、通貨の価値の上方への不安定化を防ぐことを目的とした受動的な（しかも建前上は無制限な）金取引であり、同じ買い取りといってもきわめてことなる性格のものである。ここではリカードはハンブルク銀行を先例としている。「固定的な価格で銀を購入するハンブルク銀行⁽¹⁶⁾を模倣すれば、BoE にとって、同行に提供される金地金をあらゆる場合に同行銀行券をもって購入することとなる価格を、その鑄造価格よりもごくわずかだけ低く固定させることが必要となるであろう。」(ibid. 強調は原文)

もしも、地金の市場価格が鑄造価格を下まわって地金をそのまま販売するよりも鑄造して金貨として使用した方が有利になったとき（つまり流通通貨量が不足した場合）に、BoE が金の買い取りによる銀行券の発行を行わなかったならば、金は造幣局にもちこまれて鑄造され鑄貨として流通するであろう。しかし鑄造のためには、鑄造手数料の支払いに加えて、金貨が交付されるまでの鑄造期間についての利子負担（潜在的利得の逸失）がかかってくる。その場合、BoE が設定する価格がたとえ鑄造価格を下まわっていても、それによる損失がこれらの鑄造経費以下であれば、BoE の窓口で金と引き替えに即座に銀行券を受け取ったほうが有利になる。つまり、リカードがここで提案している計算により固定された価格での金の買い取りは、彼がハンブルク銀行の例からヒントを得て、金の鑄造と鑄貨の流通を防ぐ（通貨量の拡大はもっぱら銀行券をもって行う）ために考え出した方策である。

鑄造価格よりも少し低めに金の買い取り価格を設定すれば、鑄造価格での売り出しと組み合わせることにより(売買価格の差だけ)銀行が収益(鑄造手数料ならぬ「発行手数料」)を取得することにもなるが、このような価格設定の主な目的は収益獲得よりも通貨価値の安定に置かれていたと考えられる。鑄造価格よりもやや低い価格で銀行に地金を販売しようとする行動が起きるのは、市場での金の価格がそれ以下に低下した（つまり通貨がそれ

(16) ハンブルク銀行についてのリカードの情報源は III/175 (『回答』第二章第一節「ハンブルクとの為替」) に記されている。

だけ必要量を下まわった) 場合であろう。また、人々が鑄造価格で金を買い取ろうとするのは、市場での金価格が鑄造価格を上回った (つまり通貨が必要量を超過して過剰になった) 場合であろう。こうして金の価格の変動はこの二つの価格の狭い差の範囲内に抑えられ通貨価値が安定させられる (「地金の価格における変動は、BoE が地金を購入する価格と、同行がそれを販売する鑄造価格との範囲内に制限されるであろう。流通額は、この上もない正確さをもって商業が必要とする額に調整されるであろう。」 III/127) が、ここでは通貨価値のごくわずかな増加 (通貨量のごくわずかな不足) は容認されている。いずれにしてもリカードのプランでは、銀行とのあいだの金地金の双方向の無制限で自由な取引とその自由な輸出入が導入されることとなっていた。彼の観点からは、このような施策は (往々にして懸念されていたような金の国内・国外流出というような) 不都合をとまなうものではまったくなく、反対に金の価格 (通貨の価値) を安定化させるために不可欠と考えられる。

ところで、BoE とアムステルダムとハンブルクの両銀行の相違について、リカードは「ベンサム評注」⁽¹⁷⁾ (『高価』第四版「付録」の執筆よりわずか1-2か月前の1810年12月25日から1811年1月11日のあいだに執筆) のなかで次のように述べている: 「BoEは、たしかに、アムステルダムやハンブルクにおけるような預金銀行のように、まったく安定的であるわけではない、——しかし、一国の全資本を使いうるようには、はかり知れないほどより有用である。イギリスでは、紙券が貴金属の役割をはたしている、——そして、貴金属は、有益かつ有用に充用されうるような商品とひきかえに輸出されるのである。オランダやハンブルクにおいては、銀行の便益は、第一に、この著者 [ベンサム] がみごとに叙述したように、金属の代わりに紙券を使うことにあり、第二に、いかなる悪鑄 (debasement) も劣化 (deterioration) もこうむらないような価値尺度をもつ、ということにある。」 (「ベンサム「物価論」評注、1810-1811年」、III/288. 強調は原文) ここでリカードはベンサムが「物価論 (*Sur les prix*)」の草稿の一部でおこなっているイギリスの銀行と「ヨーロッパの商業国」の銀行との対比 (ibid.) にならって、両者を代表する諸銀

(17) この草稿の分析とベンサムとリカードとの貨幣理論・銀行理論における対比については、Deleplace and Sigot (2012) を参照。

行の長所と短所を挙げている。まず「安定的 (secure)」であるかどうかと言う点では、不換銀行券を発行している BoE は「一様な価値尺度をもつ」アムステルダムとハンブルクの両銀行には劣るとする。これはもちろん前者の紙券の価値が不安定であるのに対して、銀行内に保管されていて鑄造されず実際に流通することもない（したがって「いかなる悪鑄 (debasement) も劣化 (deterioration) もこうむらない」) 貴金属がその紙券（として流通する「預金証書」）の価値を一様に維持しているからである⁽¹⁸⁾。これに対して、有用であるかどうかと言う点では、BoEの方がはるかにすぐれていると言う。その理由は、大陸の諸銀行が「預金銀行」として大量の貴金属預金を金庫内に無益に眠らせているのに対して、BoEは銀行券の流通を一般化させるとともに兌換をまぬがれて貴金属準備を極度に減らしており、貨幣として使用される貴金属を極度に節約することによって国民の富の増進に貢献していることにある。ここで描かれている BoE はリカードが「こうあるべきだ」と考えるそれではなく当時の姿のままのそれである。

「ベンサム評注」がプランの提示の直前に書かれていることを考えると、ここでの二つの対照的なタイプの銀行の対比は、このプランの執筆の参考になっているのかも知れない。上に見たように、リカードのプランはこれらの両タイプからそれぞれの長所を取り入れてできている。彼が『高価』で批判してやまない銀行制限期のイギリスの通貨制度はきわめて不安定である反面、ある意味で（というのは、イングランド銀行にとってだけだから）きわめて「有用」（「経済的」）であった（上の引用文の一部でリカードは当時のイギリスの通貨のありかたを褒めているが、これはきわめて異例なことである。）。紙とインクで自由に通貨を増発してそれを手形割引や政府への貸上に使って利子という利益を得られるのだから、これほど経済的な商売はない。小額銀行券の例に特に強くあらわれているように、リカードの理想的な通貨の構想のうちの「経済的」という側面は、まさにこのような銀行制限期のもたらした結果（おもわぬ成果？）である全面的な紙券流通（つまり貴金属の流通からの放逐）をそのまま受け継ごうとするものだったのではないだろうか（リカー

(18) ただし、ここに言う「価値」とは銀行に預金されている貴金属の物理量つまり重さのことである。もしこの貴金属の商品としての価値が変動すれば貨幣として流通している預金証書が有する他の諸商品に対する支配力も安定的ではありえないであろう。しかしこの時期のリカードおよび地金派はこのような可能性をほとんど考えていなかった。

ドはその小額銀行券のメリットは強調するが、実際にその流通にともなった困難・問題には関心をよせなかった。Cf. IV/70, 98)。彼の plan は銀行制限期の通貨のあり方からもヒントを得ているとも言えるのではないか。ただし、この経済性から得られる利益はもちろん現状のように一私企業に独り占めされるのではなく、公共社会に帰属すべきものとされ、彼のプランにはそのための制度的保障も含まれているのであるが。

さて、リカードはプランの提示の最後に、完全な銀行システムについてしかもそれを実行可能なものとして語っている。「銀行業務の完全さとは、一国に、(つねにその標準価値を維持している) 紙券通貨によって、可能なかぎり少ない額の鑄貨もしくは地金をもってその流通を継続させる力を与えることである。これこそ、このプランが成し遂げるであろうことである。そして正しい原理を基礎とした銀貨の鑄造によって、わが国は、世界のうちでもっとも経済的でもっとも価値の変化しない (the most economical and the most invariable) 通貨を持つことであろう。」(III/126-7) 最後の文言は5年後の『諸提案』やさらにその翌年の『原理』第27章のスローガン(IV/66, I/361)を先取りしているかのようである。この文章の中でだけ唐突に出てくる「銀貨の鑄造」とは、紙券の最低額面である1ポンドを下まわる所得流通に不可欠の小額支払い手段について述べたものであり、通貨システムを構想する場合無視することはできない¹⁹⁾。

それはともかく、こうした流通貨幣の量は常に完全に正しい水準に制御されるとリカードは言う。彼は今では自分の提案を繰り返しプランと呼んでいるが、最初は「提言」(「付録」の表題)であり次には「もっと穏やかな方法」(III/124)とされていた。「付録」の最後にいたるまでの議論の経過をとおしてリカードは大きく態度を変化させているが、これ

(19) リカードの時代には5シリングから4ペンス(1/2シリング)までの銀貨、またさらに小額の1ペニーから1ファージング(1/4ペニー)までの銅貨が流通していたようである。これらはトークン・マネーとされ、原材料である金属の重量によって示されるその「内在的価値」とその額面とは相互に独立していたと思われそうであるが、実際には当時考えられていた金・銀・銅の価値比率900:60:1(IV/55)にほぼ比例するように額面価値が設定されていた。そしてそれぞれの金属を材料とする鑄貨の額面帯は、このようにして作られる鑄貨を実際に人間の手で使うさいに大きな不都合をとまわらない範囲の重さと大きさに収まるように設定されていた。この点からも、不換銀行券の数量による価値決定を、材料金属の種類にかかわらず鑄貨にも適用しうるのであるかには、慎重な検討が必要と思われる。鑄貨の額面とその金属価値との完全な分離は第二次大戦後にニッケルやアルミニウムさらに各種の合金が使用されるようになってからではないだろうか。

は説得のためのレトリックなのであろうか。「流通額は、この上ない正確さをもって商業が必要とする額に調整されるであろう。また仮にイングランド銀行が、わずかのあいだ、流通を過剰にするほど軽率であったとしても、公衆が所有している抑止力 (check) が、いち早く同行に対して同行の誤りについて警告を発するであろう。」(III/127) 通貨量の調節は、経済当事者たちの行動（主として金を売ったり買ったりすること、これは事実上、銀行券の追加発行と回収を意味する。）による不適切な通貨量に対する警告（直接的には過剰発行の危険だけしか述べられていないが、潜在的可能性としてはその反対も含む。）によっていわば自動的に行われ、発行機関の側でたえず一定の指標をウォッチして積極的に裁量的な発券調整の行動に出る必要はない。適正な制度的枠組みが整備されていさえすれば、発券機関は受動的に振る舞えば足りる。リカードは彼の構想する「完全な」銀行システムのもとでの通貨発行の調整についてこのように考えていたのであろう。

以上、リカードが1811年4月上旬の時点ではじめておおよかに示した貨幣制度改革プランの概要を紹介し、その内容について若干の検討を加えた。本項の最初にも触れたようにリカードがこの時期にプランを示したのは、「地金報告」にもとづく兌換再開法案の提出と審議そして採決が約1か月後にせまっていたからである。彼は地金派の議員たちとりわけ地金委員会の構成メンバーに対して、「地金報告」の結論的提言とはやや内容の異なるみずからの案を示して、彼らを説得しやがて作成される法案にこれを盛り込ませようとしたのではないだろうか。法案は地金委員会の委員長を務めたF. ホーナーの手によって作成され5月6日に下院に提出された。そしてその同じ日にホーナーによる法案の趣旨説明と擁護の演説が行われたが、採択されるにはいたらなかった。彼が起草して提出した16箇条からなる「地金報告」にもとづいた決議案を見ると、そこにはリカードが「付録」の末尾で示したプランはまったく考慮に入れられておらず、二年後に正貨兌換を再開すべきことが謳われているのみである（最後の第15条と第16条。Cf. Horner (1811), p.8）。この決議案の否決をもって地金論争がいったん終息したことを考えると、リカードのプランはその最初の呈示の段階では注目されることも議論の的になることもなく、彼の少数の友人たちがわずかに話題にしたことを除くと、しばらくは忘却されることになった²⁰。しかしリカード本人は、「付録」のあつかいについて先に見たように、何としてでも自分のプランを現実の貨幣制度のなかに生かそうとその後の生涯にわたって可能なあらゆる手段に

うったえて活動し続けた。

引用参考文献

第一次文献

Bosanquet, C. (1810), *Practical observations on the report of the Bullion-Committee*, London
(C. ボウズンキト 『地金委員会の報告に対する実際的批判』 田中生夫訳、『法経学
会雑誌 (岡山大学) 第20号・第21号、1957年』)。

Cannan, E. (1919), *The Paper Pound of 1797-1821. A reprint of the Bullion Report, with an
Introduction by E. Cannan*, London (田中生夫編訳『インフレーションの古典理論 『地
金報告』の邦訳と解説』 未来社、1961年)。

Cobbett, W. (1822), 'To the money holders, on the reduction of the interest of the debt',
in *Cobbett's Weekly Register*, Vol.41, No.9, London, March 2, 1822.

Galton, S. T. (1813), *A Chart, exhibiting the relations between the amount of Bank of England
notes in circulation, the rate of foreign exchanges, and the prices of gold and silver bullion
and of wheat; accompanied with explanatory observations*, London.

Gilbart, J. W. (1837), *The History and Principles of Banking, third edition*, London.

Horner, F. (1811), 'Resolutions moved by Francis Horner ESQ., Chairman of the Bullion
Committee, in *Substance of two speeches, delivered in the House of Commons, by the Right*

②0 こういう状況のなかで、この年の6月からリカードとの親交をもちはじめたばかりのマルサスが例外的にリカードのプランに注目して、注9で触れたようにスタナップ法採択の二日後の同年7月26日付けで彼に宛てた手紙で、「もし私がもう一度『レビュー』に書くようなことがあれば、あなたのプランについて、それにふさわしいと思う賞賛をもって、まちがいなく言及しましょう」(VI/41)と伝えている。これは、このプランを含む「付録」がマルサスの同年2月のエディンバラ・レビューでの書評([Malthus] (1811a))に対する反論を主目的としていたからであろう。ともかくこうして同誌の同年8月号に(匿名で)掲載された彼の書評では([Malthus] (1811b))、彼らの6月の手紙でのやりとりで確認されたとおり「印刷物での長い論争」をすることなく、リカードのプランの論旨が肯定的な筆致で手短かに忠実に再現されている(ibid., pp.469-70)。だが、貴金属貨幣の流通をなくし発券銀行における貴金属準備を最小限度に縮小するという、リカードのプランの主要点のひとつについて、後にマルサスは書簡でのやりとりにおいてリカードに執拗な批判を繰り返すことになる(次節の第4項を参照)。

Honourable George Canning, On Wednesday the 8th, and Monday the 13th of May, 1811, in the Committee of the Whole House; to which was referred the Report of the Committee, appointed in the last session of Parliament "to inquire into the cause of The High Price of Bullion, and to take into consideration the state of the circulating medium, and of the exchanges between Great-Britain and Foreign Parts", London, printed for J. Hatchard, Bookseller to Her Majesty, 190, Opposite Albany, Piccadilly.

King (1804), *Thoughts on the effects of the Bank restrictions, the second edition enlarged, including some remarks on the coinage*, London.

King (1811), 'Speech in the House of Commons on the second reading of Earl Stanhope's Bill respecting Guineas and Bank Notes', in *A selection from the speeches and writings of the late Lord King with a short introductory memoir by Earl Fortescue*, London, 1844.

[Malthus, R.] (1811a), 'Article V: Publications on the Depreciation of Currency', in *Edinburgh Review*, 1811, 2.

[Malthus, R.] (1811b), 'Article X: Review of the Controversy respecting the High Price of Bullion', in *Edinburgh Review*, 1811, 8.

[McCulloch, J. R.] (1818), 'Article III: Proposals for an Economical and Secure Currency; with Observations on the Profits of the Bank of England, &c. by David Ricardo, Esq. 1816', in *Edinburgh Review*, 1818, 12.

Mushet, R. (1810), *An Enquiry into the effects produced on the national currency and rates of exchange, by the Bank Restriction Bill; explaining the cause on the high price of bullion; with plans for maintaining the national coins in a state of uniformity and perfection. The second edition*. London.

Ricardo, D., (1951a), 'On the Principles of political economy and taxation', in *The Works and Correspondence of David Ricardo*, edited by Piero Sraffa with the collaboration of M. H. Dobb, Cambridge University Press, Vol. I.

Ricardo, D., (1951b), 'The High price of bullion, a proof of the depreciation of Bank notes', in *The Works*..., Vol. III.

Ricardo, D., (1951c), 'Proposals for an economical and secure currency; with observations

on the profits of the Bank of England, as they regard the public and the proprietors of the Bank stock', in *The Works*..., Vol. IV.

Ricardo, D., (1952a), 'Speeches and evidence', in *The Works*..., Vol. V.

Ricardo, D., (1952b), 'Letters, 1810-1815', in *The Works*..., Vol. VI.

Ricardo, D., (1952c), 'Letters, 1816-1818', in *The Works*..., Vol. VII.

Ricardo, D., (1952d), 'Letters, 1819-June 1821', in *The Works*..., Vol. VIII.

Ricardo, D., (1952e), 'Letters, July 1821-1823', in *The Works*..., Vol. IX.

Smith, A. (1976), 'An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations', in *The Glasgow edition of the works and correspondence of Adam Smith*, 2, Oxford Clarendon Press (アダム・スミス著『国富論』2、水田 洋監訳・杉山忠平訳、岩波文庫、2000年)。

Tooke, T., (1838), *A History of prices, and of the circulation, from 1793 to 1837; preceded by a sketch of the state of the corn trade in the last two centuries*. London, vol. 2. (トマス・トゥック『物価史』第2巻、藤塚知義訳、金融経済研究所叢書別巻、1979年)

邦語二次文献

橋本理博「アムステルダム銀行におけるマーチャント・バンカーの決済傾向—ホープ商会の事例—」、『経済科学 (名古屋大学)』第61巻第3号、2013年 (橋本(2013))。

平山健二郎「19世紀イギリスにおける貨幣理論の発展」、『経済学論究 (関西学院大学)』59(3)、2006年 (平山(2006))。

深町郁彌「兌換と発券の調整—リカードウ発券制度論の問題点—」、『九州大学経済学研究』第25巻第1号、1959年 (深町(1959))。

松本久雄「リカードウの貨幣論と金「価格」」、『桃山学院大学経済経営論集』第17巻第4号、1976年 (松本(1976))。

中村廣治「リカードウ『地金案』考」、『熊本学園大学経済論集』5(3/4)、1999年 (中村(1999))。

中西充子「リカードウの地金案について」、『成城大学経済学研究』23、1966年 (中西(1966))。

中谷俊介「アムステルダム銀行の預金と貿易取引(1610-1683年)」、『日蘭学会雑誌』31(1)、2006年(中谷(2006))。

大友敏明「リカードウ通貨調節案の検討」、『山梨大学教育人間科学紀要』Vol.2. No.1、2000年(大友(2000))。

佐藤有史「現金支払再開の政治学:リカードウの地金支払案および国立銀行設立案の再考」、『一橋大学社会科学古典資料センター Study Series』41、1999年(佐藤(1999))。

千賀重義「管理通貨」をめぐるリカードウとケインズ」、『横浜市立大学論叢』44巻1・2・3号、1993年(千賀(1993))。

竹永 進「リカードの貨幣理論——数量説と価値論——」、同『リカード経済学研究——価値と貨幣の理論——』御茶の水書房、第3章、2000年(竹永(2000))。

外国語二次文献

Andréadès, A. (1966), *History of the Bank of England, 1640 to 1903*, tr. by Christabel Meredith, 4. ed. A. M. Kelley, New York (A. アンドレアデス『イングランド銀行史』町田義一郎・吉田啓一訳、日本評論社、1971年)。

Bonar, J., Hollander, J.H. (1899) (eds.), *Letters of David Ricardo to Hutches Trower and others, 1811-1823*, Oxford, Clarendon Press.

Bonar, J., (1923), 'Ricardo's Ingot Plan: A Centenary Tribute', *Economic Journal*, Vol. 33, Sep. 1923.

Bowley, L. (1900), *Wages in the United Kingdom in the nineteenth century*, Cambridge U.P.

Clapham, J. (1944), *The Bank of England A History Volume II 1797-1914*, Cambridge University Press (J. クラパム『イングランド銀行——その歴史』II、英国金融史研究会訳、ダイヤモンド社、1970年)。

Davis, T. (2002), 'David Ricardo, financier and empirical economist', *European Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 9, No. 1.

Deleplace, G. (1996), 'Does circulation need a monetary standard?', in *Money in motion The Post Keynesian and Circulation Approaches*, edited by Ghislain Deleplace and Edward J. Nell, Macmillan.

- Deleplace, G. (2008), 'Les deux plans monétaires de Ricardo', *Cahiers d'économie politique*, No. 55, David Ricardo 199 ans après, L'Harmattan.
- Deleplace, G., Sigot, N. (2012), 'Ricardo's critique of Bentham's French manuscript: secure currency versus secure banks', *European Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 19, No. 5.
- Deleplace, G., Depoortère, C., Rieucan, N. (2013a), 'An unpublished letter of David Ricardo on the double standard of money' *European Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 20, No. 1.
- Deleplace, G. (2013b), 'The role of the standard in Ricardo's theory of money', in *Ricardo on money and finance A bicentenary reappraisal*, edited by Yuji Sato and Susumu Takenaga, Routledge.
- Depoortère, C. (2015), 'Two unpublished letters of David Ricardo on a monetary pamphlet by Samuel Tertius Galton', *Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 37, No. 3.
- Diatkine, S. (2013), 'Interest rates, banking theory and monetary policy in Ricardo's economics', in *Ricardo on money and finance A bicentenary reappraisal*, edited by Yuji Sato and Susumu Takenaga, Routledge.
- Faccarello, G., Izumo, M. (eds.) (2014), *The Reception of David Ricardo in Continental Europe and Japan*, Routledge.
- Feavearyear, A. (1963), *The Pound Sterling A History of English Money*, second edition revised by E. Victor Morgan, Oxford at the Clarendon Press (A. E. フェヴィヤー、E. V. モーガン『ポンド・スターリング——イギリス通貨史——』一ノ瀬篤他訳、新評論、1984年)
- Fetter, F. W. (1942), 'The Bullion Report Re-examined', *Quarterly Journal of Economics*, Aug. 1942, in *Papers in English Monetary History*, edited by T. S. Ashton and R. S. Sayers, Oxford at the Clarendon Press, 1953.
- Fetter, F. W. (1959), 'The Politics of the Bullion Report', *Economica*, May 1959.
- Fetter, F. W. (1965), *Development of British Monetary Orthodoxy 1797-1885*, Harvard

University Press.

Hollander, J. H. (1910), *David Ricardo, a centenary estimate*, Baltimore, The Johns Hopkins Press.

Laidler, D. (1987), 'Bullionist Controversy', in *The New Palgrave: A Dictionary of Economics*, edited by J. Eatwell, P. Newman, London.

Marcuzzo, M. C., Rosselli, A. (1990), *The foundations of the International Monetary Order*, St. Martin's Press, New York.

Marcuzzo, M. C., Rosselli, A. (1994), 'Ricardo's theory of money matters', *Revue économique*, 45 (4).

Otomo, T. (2013), 'Ricardo's theory of central banking: the monetary system and the government', in *Ricardo on money and finance A bicentenary reappraisal*, edited by Yuji Sato and Susumu Takenaga, Routledge.

Rist, C. (1938), *Histoire des Doctrines relatives au Crédit et à la Monnaie, depuis John Law jusqu'à nos jours*, Paris, Recueil Sirey (C. リスト『貨幣信用學説史』天沼紳一郎訳、実業之日本社、1943年)。

Takenaga, S. (2013), 'The value of money: labour theory of value and quantity theory in Ricardo's economic theory', in Sato, Y., Takenaga, S. (eds.), *Ricardo on Money and Finance, A bicentenary reappraisal*, Routledge.

Takenaga, S. (ed.) (2016), *Ricardo and the History of Japanese Economic Thought: Selection of Ricardo studies in Japan during the interwar period*, Routledge.

Viner, J. (1937), *Studies in the Theory of International Trade*, New York, Harper & Brothers (J. ヴァイナー『国際貿易の理論』中澤進一訳、勁草書房、2010年)